第二号様式（第二条関係）

合格証再交付申請書

（業務範囲：国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内の旅行）

年　　月　　日

観光庁長官　　殿

氏　　名	
生年月日	
合格番号	
合格年月日	

旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により、国内旅行業務取扱管理者試験合格証の再交付を申請いたします。

氏　　名　　㊞

住　　所

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

（日本工業規格　A列4版）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第十五号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）の施行に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第四号ロ、ヘ、ト、チ及びル並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十三条第一項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この条及び第十二条において」を削る。

第八条第三号ロ中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、「。第十二条第四号において同じ」を削る。

第九条中「第十四条第四号」を「第十六条第四号」に改め、同条第三号算式の符号E中「第12条」を「第12条第２号ヘ及び第14条第１号ロ」に改める。

第十二条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条中「及び債務」を削り、「応じ当該」を「応じ、当該」に改め、同条第１号中「第十四条各号」を「第十六条各号」に改め、「同法」を削り、「応じ」を「応じ、」に改め、同号ロ中「以下」の下に「ロにおいて」を加え、同条第二号中「単に「」を「「土地開発公社前年度」に、「及び第十五条第五号」を「、第十四条第一号及び第十七条第五号」に、「第十四条各号」を「第十六条各号」に、「(第十五条第五号」を「(第十七条第五号」に、「が当該土地開発公社」を「が土地開発公社前年度貸借対照表上」に改め、同号イ及びロ中「貸借対照表」を「土地開発公社前年度貸借対照表」に改め、同号ハ中「第八条第五号」を「当該土地開発公社の保有する第八条第五号」に、「第四号」を「第十四条第一号」に改め、同号ニ中「第四号イ」を「第十四条第一号イ」に改め、同号ホ中「買取る」を「買い取る」に、「第四号イ」を「第十四条第一号イ」に改め、同号ヘ中「第四号ロ」を「第十四条第一号ロ」に改め、同号ヘ(1)中「価額」を「価額をいう。第十四条第一号ロにおいて同じ。)」に改め、同号ト中「貸借対照表」を「土地開発公社前年度貸借対照表」に改め、同号チ中「トに」を「当該土地開発公社の保有するトに」に改め、同条第三号中「額」の下に「(当該地方独立行政法人を設立した地方公共団体が複数ある場合には、当該額のうち、当該地方独立行政法人への出資の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額)」を加え、同条第四号及び第五号を削る。

第二十二条を第二十四条とする。

第二十一条第一項中「前条に規定する」を「当該年度の中途において市町村の廃置分合のあった」に、「の実質赤字額の」を「に係る前条第一号の実質赤字額に相当する額の」に改め、同項第一号中「とした」の下に「廃置分合後の」を加え、「この条において同じ。)又は」を「この号及び次号において単に「歳入」という。)又は法第二条第一号に規定する」に、「この条において同じ。)を」を「この号及び次号において単に「歳出」という。)を」に、「を当該市町村」を「を当該廃置分合後の市町村」に改め、「みなして、」及び「実質上」の下に「当該年度の前年度の」を、「額を」の下に「法第二条第一号の例によりそれぞれ」を加え、「当該市町村の当該年度の前年度の実質赤字額を算定」を「合算」に改め、同項第二号中「分割した」の下に「廃置分合後の」を加え、「当該市町村」を「市町村」に改め、同条第二項中「前条に規定する標準財政規模の額及び算入公債費等の額」を「廃置分合後の市町村に係る前条第一号の標準財政規模の額に相当する額及び同条第三号の算入公債費等の額に相当する額」に改